



豊監公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による住民監査請求（豊中市職員措置請求）について、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表します。

令和4年（2022年）2月18日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	大 田 康 治
同	神 原 宏 一 郎

4. 請求の要件審査

令和3年12月22日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）を、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件を満たしているものと認め、令和3年12月23日付で受理した。

第2. 監査の実施

1. 監査対象部課

本件請求は、令和3年度（2021年度）に豊中市こども未来部子育て給付課（以下「子育て給付課」という。）が行った豊中市とよなかつ子応援特別給付金（以下「本件給付金」という。）に係る送付文書に要した経費の支出（以下「本件支出」という。）の一部についての住民監査請求であることから、子育て給付課を監査対象課とした。

2. 請求人からの陳述の聴取等

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和4年（2022年）1月27日に陳述があった。その際、関係職員の立会いを認めた。

請求人からの陳述の主な内容等は、次のとおりである。

（1）請求人の陳述（要旨）

- ・ 子育て世帯に対する給付は、国や市からの給付が数度あったが、その中で文言は同じで、豊中市長と書かれて配布されたこともあったというふうに聞いている。それがなぜ4万1千世帯に対して送ったこの時の給付に限って、個人名のみでなされたのかということについては、おそらくミスではなかったのかなというふうには思っている。
- ・ しかしながら、市民の受け止めは、請求の要旨に記載のとおりであり、最も対象世帯数が多かったこの市制度の支給にあたって、4万1千世帯の時に限って、個人的なメッセージのように、なぜ配布されたかということについては、意図的な部分があったのではないかというふうに思っている。
- ・ 別の部局のことにはなるが、広報広聴課が出された広報の別冊で、市制施行85周年ということで今年作成・配布されているが、これは、一昨年度に名誉市民になられた方との冊子である。85周年という文言はどこにもない。また、豊中市浸水ハザードマップを今年の3月に作成して、配布しているが、今年の11月に、豊中市総合ハザードマップが作成され、全戸配布している。この二つの主な大きな違いは、9ページぐらいしかないが、新たに作成し、巻頭のところには市長のごあいさつが載っている。こういうことが、行政全体として風潮があるのではないかというふうに思っており、意図的に4万1千世帯からする一番ボリュームの大きい発送物の時だけ、その肩書を抜いて、個人的なメッセージのようにされたというふうなことも、こういったところから、類推している。
- ・ 表面において、こういった個人的なメッセージがなされたということについては、大変遺憾であるというふうに思っているし、それがミスだったのか、そうでなかったのかという問題ではなく、こういったことが、行われたという事実に対して、監査委員の厳粛な判断を待ちたいと思っている。
- ・ 市がかかった封筒、用紙、印刷代、郵便代、職員の労務にかかる経費を正確に算出して、その2分の1近くを市に返還されることが望ましいのではないのかなという

ように思っている。按分比率は、何が適正かというのは分からないが、政務活動費では、自ら発行する発行物に関して、政務活動に当たるのか等を厳しく言われ、チェックを受けて支出している。豊中市長に対しても、個人として出されたメッセージについては、表面に記載しているので、2分の1というふうにした。

(2) 監査委員による聴取（要旨）

請求人の主張の主な内容は、次のとおりである。

- ① 本件給付金にかかる通知文書における本件請求にかかる「長内繁樹」名の文書（以下「本件通知文書」という。）が、個人的なメッセージであると主張されている理由について、当該メッセージの内容自体は、個人的なもので不適切であるとは考えないが、「長内繁樹」名の表示のみで、「豊中市長あるいは市長」との職名表記がないことが不適切であるという趣旨なのか、それとも、たとえ「豊中市長あるいは市長」との職名表記がなされていたとしても、当該メッセージの内容自体が、個人的なものであり不適切であるという趣旨なのか、言い換えれば、当該メッセージの内容自体が、個人的なものであり不適切であると同時に、「豊中市長あるいは市長」との職名表記がなされていないことも不適切であるという趣旨なのか、についての主張は以下のとおりである。

- ・ 今回の給付にあたって、市長のメッセージは必要ではない。この事務自体は、口座に振込みますという通知で、市長のメッセージは広報または豊中市の公式アカウントであるフェイスブック、ライン等でも発信をされているので、わざわざ発信する必要はなかった。
- ・ 文章には、主語がなく、個人としてなのか、市長としてなのかは、読む人の立場に、その感想は委ねられていると判断している。主語がないので、受け止め方によるところが大きい。そうであるならば、豊中市長という肩書は記載すべきであった。
- ・ 個人名、しかも表面ということに関して、社会通念上、そちらが優先であるというふうに理解せざるを得ない。この表面にメッセージがあって、裏面に事務連絡が書かれてあるという文面であるので、今回請求に至っている次第である。

- ② メッセージが表面か裏面かという認識についての主張は以下のとおりである。

- ・ 裏面であっても、税金、公費での発送であるので、豊中市長としての発信であるべきである。表面ということに重みを置いているのは、手紙は普通、表から読む。裏面もご覧くださいと記載してあるので、当然見て、振り込んでいただくのですね、ありがとうございますということになるかと思う。
- ・ 今回重要だったことは主として、振り込ませていただきますということ、また請求が必要なので、請求してくださいということが重要なわけで、そのこと自体が、やはりまず先に立たなければいけなかったのではないかと思っている。
- ・ 何を伝えなきゃいけなかったかということ。メッセージが必要だったということであれば、裏面でもよかった。そうであっても、個人名で載せることについては、決していいことではない。

③ 損害額等に係る主張について、請求書における請求の要旨中に、「長内繁樹豊中市長が個人的なメッセージを公費により送付したこと」こと、「経費を正確に算出し、その1/2相当額を市に返還すること」との記載があるが、請求書中には「違法・不当な経費支出である」旨の明確な記載がないことについての主張は以下のとおりである。

- ・ 市長が市民に対してどんなメッセージをしてはならないとかいう法律はないので、違法ということはあり得ないと思っている。不適切、不相当という意味での不当だというふうに考えている。
- ・ 政務活動費においては、個人としての記述と、議員としての記述についても明確に按分をさせられるところがある。そういった価値観に立って、個人的なメッセージと解されるのであれば、当然に不当であり、按分されるべきだという考え方に立っている。
- ・ 手紙は社会通念上、表から読む。その表面がメッセージ、裏面が事務連絡であったということで、それを1とすると、その表面は2分の1で、それが主となるので、この発送の郵送物は、そちらをメインにした発送物であると解されるので、2分の1が適当である。
- ・ 356万9,700円は例示であって、正確に算出をされての2分の1の額である。
- ・ 総額が対象で、その文章が表と裏の2つに分かれているので、きっちり計算できないだろうから、少なくとも2分の1であるという論拠である。

④ 市へ損害額の返還を求める旨の記載に関して、明確にされていない返還対象者についての主張は以下のとおりである。

- ・ 市長個人である。

⑤ 請求の要旨で、窓付封筒によって郵送され、開封して手に取った市民は、長内繁樹とは誰か、表面において個人の署名により送付しているが等と受け止めたということに関して、請求人自身が、直接市民の方から何か苦情を聞かれたのかということについての主張は以下のとおりである。

- ・ こういうお声があつて、この証拠書類となっているものもご提供いただいた。

(3) 関係職員からの意見

意見はなかった。

3. 関係職員からの陳述の聴取等

法第242条第8項の規定に基づき、令和4年1月27日、子育て給付課長、同課主幹、課長補佐、係長及び主事（以下「関係職員」という。）から陳述の聴取を行った。その際、請求人の立会いを認め、請求人から意見があった。

関係職員からの陳述の聴取等の主な内容は、次のとおりである。

(1) 関係職員からの陳述の聴取（要旨）

① 令和3年12月23日付で、住民監査請求を受理しているが、同請求書の記載事項について、誤りがないかどうか、誤りがあるとするなら、その箇所の指摘及び理由についての主張は以下のとおりである。

- ・ 「豊中市長」の記載漏れ通知は約4万1千世帯ではなく、33,314世帯である。

② 請求人が措置請求する理由にかかる反論等についての主張は以下のとおりである。

- ・ 本件給付金に限らず新型コロナ関連子育て世帯向け各給付金の支給時には対象者への事前通知が必要で、その経費は従前より公金支出している。事業費全体の予算は、この発送経費も含め市議会で事前に議決をいただいている。
- ・ 当文書は本件給付金の支給を受給者に通知するために必要なもので、送付にあたっては事前に起案し、こども未来部長専決を行った行政文書になる。
- ・ 通知表面の市長メッセージは、市長が公の立場で市民にメッセージを発したもので、当課が行った市制度給付金の場合は市長メッセージを添えている。これまで市長の個人名の前に「豊中市長」を併記していたが、当該事案のみ文書作成過程において記載漏れとなったものである。意図的に「長内繁樹」の個人メッセージとして記載したものではない。よって、豊中市個人情報保護条例第12条第1項に規定する外部提供に該当するものではない。
- ・ 令和3年7月30日付7,783件分と令和3年8月16日付8件の送付文書には個人名の前に「豊中市長」を併記して通知している。
- ・ 措置請求要旨に記載の当通知を開封した市民の声が3つ例示されており、そのことをもって公私混同、公務員の信用失墜行為に当たると主張されているが、当課では通知を行った対象世帯からのそのような問合せや苦情は把握していない。
- ・ 住民監査請求の対象となる事項は、地方自治法第242条第1項により違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限られるとされている。請求人は措置請求の趣旨において、通知に当たって少なくとも約3,569,700円の経費が生じているとしている。不当な支出であることを明確には指摘していない。また、職員の労務等を含めた係る経費全体を正確に算出し、その支出の1/2相当額を市に返還することを求めているが、市に損害があった違法な支出であるとの具体的な説明がない。加えて、請求人は、当該メッセージは、公私混同であり公務員の信用失墜行為であるとし、また、市の信用を失墜させたことに対して謝罪を求めているが、住民監査請求の対象事項には該当しないと考える。
- ・ 以上、当文書は市長が個人的に公費で送付したものではなく、不当な財務会計上の支出には当たらないと考える。

③ 市から郵送された本件通知文書について、作成の際、市長がどのような形で署名したのか、また、部長専決であるが、郵送された同文書について、郵送前に市長が直接ご覧になったかについての主張は以下のとおりである。

- ・ 当課職員が署名スペース以外を印字したメッセージ用紙を市長室に持参し、職員の目の前で市長が署名した。

- ④ 市から郵送された本件通知文書について、封筒の送付元の記載は誰になっていたかについての主張は以下のとおりである。（現物の一部提供の求めあり。）
- ・（封筒を提出する。）
 - ・ 封筒の送付元の記載は「豊中市子ども未来部子育て給付課」である。
- ⑤ 令和元年度以降、市（他部局を含め）において、今回のように市長からのメッセージを郵送したものはどれだけあり、市長名はどのような表記となっているか、そのうち、今回のように市長名の表記を署名としたものはどれくらいあるかについての主張は以下のとおりである。（現物の各一部提供の求めあり。）
- ・（「市民への郵便通知文書における市長メッセージの状況について」を提出する。）
 - ・ 庁内照会を行ったが、回答期限が短かったため全ての部局から集約できておらず、現時点で集約したものを報告する。
 - ・ 令和元年度以降で、市長メッセージの郵送（全体）は11回。うち、「豊中市長」と個人名を印字したものは4回、「豊中市長」と個人名を署名したものは6回、市長の個人名のみを署名したものは1回（本件分）である。
- ⑥ 市から郵送された本件通知文書について、複数の職員が決裁に関わっているが、決裁において、市長名の前に「豊中市長」と記載することにかかる認識についての主張は以下のとおりである。
- ・ 起案文書に添付した市長メッセージ案は、メッセージ本文の右下部分の○（マル）で囲んだ部分に「市長の署名」と記載しており、決裁に関わった職員は署名の左横に「豊中市長」が併記されるものと認識していた。
- ⑦ 請求人の、市から郵送された本件通知文書について、市民は「長内繁樹とはだれか」と受け止めた旨の主張について、長内繁樹が豊中市長であることに関して、公職選挙法における市長職の当選に係る関係規定のほか、市の行政実務を通じた市民周知等に関する認識についての主張は以下のとおりである。
- ・ 市長選挙においては公職選挙法に基づき、選挙管理委員会から市民に対し当選人「長内繁樹」の告示がなされている。また、市広報やSNS、メディア報道等を通じて豊中市長が「長内繁樹」であることは市民に周知されているものと認識している。
- ⑧ 請求人のとよなかつ子応援特別給付金（市制度）にかかる通知に要した経費の1/2相当額を市に返還する旨の主張について、当該要した経費全体の1/2相当を市の損害額としていることに関する考え方についての主張は以下のとおりである。（当該給付通知に要した経費全体の総額及び内訳の書面提出の求めあり。）
- ・（当該給付通知に要した経費全体の総額を正確に算出することは困難であるとし、一部算出可能なものの明細書を提出する。）
 - ・ 市の損害額がなぜ当該要した経費全体の1/2なのかは理解出来かねる。

当該給付通知は本件給付金の支給に必要なものであり、不当な財務会計上の支出ではないため市への損害は生じていないと考える。

- ⑨ 市長の署名状況についての主張は以下のとおりである。
- ・ 担当課職員が、署名部分を空白にし、それ以外を印字したメッセージ文を市長室に持参し、市長は内容確認後署名した。
 - ・ 市長は、発送郵便物そのものは確認していない。
 - ・ 3回に分けて発送しているが、署名は1回だけいただき、他はメッセージが変わっていないため、署名をコピーして使用した。
- ⑩ 「豊中市長」の記載がされなかった経緯についての主張は以下のとおりである。
- ・ 1回目送付時、決裁の起案に市長の署名が入るといふ丸印があった。
 - ・ 市長は名前だけを書いた。
 - ・ 本来、豊中市長と印字したものを付けなければならなかったが、気づかずに発送した。
 - ・ 2回目、3回目は、決裁段階で職員が豊中市長というのが抜けていることに気づき、追記して送付した。
 - ・ 本来、豊中市長と印字して、署名だけをいただくものかと思うが、単純に空白で持っていった。市長は豊中市長と後で入れてくれるのかなと思っていたと推測している。
 - ・ 1回目は署名をいただいたが、2回目は同じ内容・文面なので、署名の部分もコピーで対応。豊中市長まで印字したものに、長内繁樹をコピーして貼り付けて印刷した。
 - ・ 決裁途中で、意図的に市長名を付さない、はずせとかといったことは決してない。
- ⑪ 「豊中市長」の記載のないメッセージ送付に係る認識の主張は以下のとおりである。
- ・ 故意に抜いたわけではない。
 - ・ 豊中市長と印字までして市長に署名をいただくべきところ、決裁途中に気づかなかったことについては、課長責任であり反省している。
 - ・ 今後、再発防止に気をつけていきたい。
- ⑫ メッセージの確認についての主張は以下のとおりである。
- ・ 長内繁樹と書いてあると市長と完全に一致してしまい、市長と読み取ってしまった課長のミスである。そのため、確認しているが、豊中市長と入っていないことに気づかなかつた。
 - ・ 決裁者は皆見ているが、課全体として、名前イコール市長だという認識の中ですり抜けてしまった。
 - ・ 2回目の時に気がついた。
- ⑬ 表面にメッセージがあり裏面も見てください、という文書の認識についての主張は以下のとおりである。
- ・ 給付金の目的は、新型コロナ感染状況の長期化の中で、不自由な生活を余儀なくされている子ども達に対して、応援のメッセージを込めた給付を行うもの。

- ・ 市としては、子ども達に共に乗り越えていこうという意味合いの強いメッセージを発したかった。
- ・ これは担当者も市長も同じ思いであったので、まずはそのメッセージを先にお伝えするのが大事ではないかということで、メッセージを表面にした。
- ・ 部の判断としてメッセージをつけるべきであるとし、メッセージによって、市民、子ども達を勇気づける思いで行ったという認識である。

⑭ メッセージ発出の発案についての主張は以下のとおりである。

- ・ 国の給付金については、事務連絡的な文書のみで対応している。市の給付金については、市の思いを伝えるべきだという部としての判断である。
- ・ メッセージを載せることは、市長からの指示があったものではなく、当課、当部の発案であり、担当課から市長にお願いして署名をいただいたもの。
- ・ 部長や部ではなく、市長の方がメッセージが伝わりやすいとの考えである。

⑮ メッセージの修正についての主張は以下のとおりである。

- ・ 今回のケースでは、署名の際、市長から修正があった。

⑯ 監査資料として提出された本件通知文書案に、請求人から提出された通知文書に記載されている「裏面もご覧ください」が記載されていないことについての主張は以下のとおりである。

- ・ 確認のうえ、後日報告する。

(2) 請求人からの意見（要旨）

① 関係対象課提出の書面における反論についての意見は以下のとおりである。

- ・ 経費は市議会で議決を得ているとあるが、この内容に関しては審査していないので、そこに議会の責任はなく、こういう書き方はいかがかなと反論しておく。
- ・ 署名はすごく重要なもの。部長専決だからということは一切関係ない。市長自身がこれでいいと判断されたものと認識する方がまっとうである。
- ・ 公私混同、公務員の信用失墜について、受け止めた側がそう思えばそうである。市民がこう受け止めたという例示をもって、そう主張するのは勝手だが、そんなつもりはなかったという主張は、受け止めた側がそう思えばそうであるセクハラ、パワハラと同じ類の主張。課では対象世帯からの苦情や問い合わせは把握していないは正論ではなく実にここにある。反論という形での主張は大変残念である。

② 監査委員の質疑で明らかになった事項についての意見は以下のとおりである。

- ・ 市長の署名そのものが、デジタル化されてコピーされている。これ自体また別の問題として大変問題あるのではないかと思う。
- ・ 起案の文書と実際に送った文書が違う。市長の手が入り、市長がそこに個人名を署名した。明らかに市長が作られたものであって、市長の意図以外なものでもない。
- ・ 私が提出した証拠書類には、「裏面もご覧ください」というのが書かれているが、本日出されている資料には、その「裏面もご覧ください」というのはない。実際に発送したものではないものが、提出されている。誠実さを感じないし、市長の署名自体がコピーされているのであれば、いくらでも後から作れるのではないか。

- ・ 上からの指示ではないと言われたが、忖度があったのかという質問も是非していただきましたかった。
- ・ 提出している証拠書類と違うものが出てきて見解を述べられているが、大変残念で、言葉にならない。
- ・ 令和2年度に送られている子育て世帯生活支援特別給付金、子育て応援特別給付金には、「豊中市長」と入っていて、令和3年度の本件給付金の時には、市長の手が入って、個人の署名をされたということは、やはり、そこに市長の思いがあったのだろうと、それを市の職員が気づいて、令和3年度の2回目からは豊中市長と印字を入れるようになった。
- ・ (2回目の通知について)署名がデジタル化されているから、普通は署名しない、豊中市長の記載から右上にずれたところに署名が入っている。本当にこれが配られたかどうか、定かではないが、コピーをここに貼り付けたというふうにはか思えない。その後の3回目はしっかり署名がされたように作成されている。このことをもってしても、何を信じていいかわからないし、職員が気づいたということは、やはりそれがよくないと思った職員が中にいたということである。
- ・ 関係職員が陳述で述べていたが、日常当たり前のように働いていると、個人名を見て市長だと認識するのは、当然あり得ることだと思うが、この1回に限ったことではないし、これが最初の1回ではない。
- ・ 市長直筆の署名である必要もなく、印字でもいいと思う。

4. 関係職員からの陳述聴取等時において後日報告を求めた事項について

以下のとおりである。

① 前述の第2 3 (1) ⑤の「市民への郵便通知文書における市長メッセージの状況について」の照会結果について

- ・ 回答期限締切日以降、件数の変更はなかった。

② 前述の第2 3 (1) ⑩の監査資料として提出された本件通知文書案に、請求人から提出された通知文書に記載されている「裏面もご覧ください」が記載されていないことについて

- ・ 「裏面もご覧ください」は、本件通知文書の送付前に、子育て給付課で記載した。裏面にも記載があることを示した方が、対象者に分かりやすいという判断であった。実際に送付された本件通知文書案として、本来決裁文書に綴られるべきところ、綴られていなかった。

5. 監査対象事項

次の事項を監査対象とした。

- (1) 本件給付金にかかる通知文書(以下「当該文書」という。)中、本件通知文書は個人的なメッセージであるか否か。
- (2) 本件支出により市に損害が生じているか否か。

第3. 監査の結果

1. 事実の確認

(1) 当該文書の送付について

- ・ 本件給付金の支給にあたり、「豊中市とよなかつ子応援特別給付金の支給に関する要綱」が令和3年6月21日から施行された。
同要綱の第1条(目的)には、「新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、各種行事の中止や外出自粛など不自由な生活を余儀なくされている子どもたちを応援する観点から実施する」と規定されている。また、同要綱第11条(給付金の支給等に関する周知)には、「市は、給付金の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。」と規定されている。
- ・ 令和3年6月21日付けで、こども未来部子育て給付課職員が、豊こ給第690号で、件名「とよなかつ子応援特別給付金の事前通知の送付について」を起案し、令和3年6月21日付けでこども未来部長が決裁した。
- ・ 当該文書の対象者は、支給申請が不要な33,314件で、令和3年7月1日に、「豊中市こども未来部子育て給付課」と記載のある窓あき封筒で当該対象者あてに送付した(以下「本件通知」という。)
- ・ 当該文書の表面には「長内繁樹」の署名が印刷されたメッセージが、裏面には「豊中市 とよなかつ子応援特別給付金【市制度】の支給について」として、「1. 対象者」、「2. 支給額と支給方法」、「3. 手続き」が記載されていた。
- ・ その後、支給申請の必要な対象者等に対し、令和3年7月30日付7,783件と令和3年8月16日付8件の送付が行われているが、これらについては、当該文書の表面のメッセージと内容は同じであるものの、「長内繁樹」の署名に、「豊中市長」が併記されていた。

(2) 監査資料として提出された本件通知文書案と請求人から提出された本件通知文書とで、「裏面もご覧ください」の記載の有無の相違があることについて

- ・ 実際に送付された本件通知文書の案として、本来決裁文書に綴られるべきところ、綴られていなかったことによるものであるため、「裏面もご覧ください」と記載のある本件通知文書が正なるものとなる。

(3) 当該文書の送付にかかる経費について

当該文書の送付に要する費用は、下記のとおりであったとのことである。

	品名	単価(円)	数量	金額(税込、円)	備考
1	用紙	0.74	66,628	54,235	用紙2枚同封
2	窓空き封筒	8	33,314	293,163	
3	郵便料	73	33,314	2,431,922	
合計				2,779,320	

当該文書作成に要した費用のうち、市職員と事務委託(印刷、折り、封入封緘作業)の人件費、印刷経費(トナーカートリッジ)の金額は不明。

2. 判断

(1) 当該文書中、本件通知文書は個人的なメッセージであるか否か。

ア 本件通知文書の作成・送付に係る市の意思決定について検討する。

市の意思決定を行うに当たっては、文書を作成して行うことが原則とされており（豊中市行政文書管理規則（平成13年10月1日規則第76号）第21条第1項）、その文書の決裁については、豊中市事務決裁規程に従い行われることとなる。

本件の決裁文書については、「令和3年6月21日付け豊こ給第690号、件名『とよなかつ子応援特別給付金の事前通知の送付について』」が、該当する文書として確認されたところである。

決裁手続きについては、豊中市事務決裁規程（昭和37年4月27日訓令第2号）第11条第1項第1号別表8（3）を適用し、部長決裁がなされている。

決裁文書の一部である本件通知文書案については、市長メッセージとして子育て給付課職員が職務上作成したものであり、市長の署名を予定している部分には「市長の署名」と記載されている。

決裁文書には、本件通知文書案への修正前の部長決裁後の通知文書案及び豊中市長の職名の記載のない「長内繁樹」の署名が入った本件通知文書案が編綴されている。

このことについて、関係職員は、市長に部長決裁後の通知文書案への署名を求めた際、市長から文案の修正がなされ、その修正後の本件通知文書案に市長が署名をした旨陳述している。部長決裁としている通知文書案について、市長が署名の際に、その内容を確認し必要な修正を指示することは、何ら制限を受けるものではない。

また、監査資料として提出された本件通知文書案と請求人から提出された本件通知文書とで、「裏面もご覧ください」の記載の有無の相違があることについて、実際に送付された本件通知文書の案として、本来決裁文書に綴られるべきところ、綴られていなかったことは、不適切な事務処理と言わざるを得ないが、このことが、市の代表者である市長としてのメッセージを送付するという市の意思決定自体に影響を及ぼすものではない。

以上のことから、本件通知文書については、豊中市として作成・送付することとした意思決定のなされたものであることが確認されることである。

イ 本件通知文書の内容が、個人的な事項を記載したものかどうかについて検討する。

関係職員は、「この給付金の目的は、新型コロナウイルスの感染状況が長期化する中で、各種行事の中止や外出の自粛等で、不自由な生活を余儀なくされている子ども達に対して、応援のメッセージもこめた給付を行うというものであり、市としては、その子ども達に、共に乗り越えていこうという意味合いの強いメッセージを発したかった。そのため、まずは、そのメッセージを先にお伝えするのが大事ではないかということで、メッセージを表面にしているとし、裏面については、その制度の説明とした。」旨陳述している。

また、「国の給付金については、事務連絡的な文書のみでこれまで対応しているが、市の給付金については、市の思いを伝えるべきだという部としての判断があった。」旨陳述している。

本件給付金の支給にかかる、「豊中市とよなかつ子応援特別給付金の支給に関する要綱」第1条（目的）には、「新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中

で、各種行事の中止や外出自粛など不自由な生活を余儀なくされている子どもたちを応援する観点から実施する」と規定されている。

また、同要綱第11条（給付金の支給等に関する周知）には、「市は、給付金の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。」と規定されている。

本件通知文書の内容については、同要綱第1条の目的や本件給付金の支給にかかる市の思いが記載されたものであり、裏面記載の「豊中市 とよなかつ子応援特別給付金【市制度】の支給について」の記載と関連性を有する内容であることから、同要綱第11条の給付金の支給等に関する周知にかかる規定を踏まえたものであると解されることである。

以上のことから、本件通知文書の内容については、個人的な事項を記載したものと解されない。

ウ 豊中市長の表記について検討する。

市として対外的に発信する文書の発信者については、豊中市行政文書管理規則第24条において、施行する文書の発信者名は原則として市長名を用いるとされており、同規則別表第1に掲げる公文例式の記載は「豊中市長 氏名」とされている。また、豊中市文書事務の手引き（令和3年（2021年）3月第8版）において、「原則として市長名（「豊中市長 ○○○○○」）とします。」とされている。

前述のとおり、本件通知文書案には、「市長の署名」と記載されていることから、豊中市長としての署名を記載する意図であったことが窺われる。

本件通知文書に「豊中市長」の記載のないことについて、関係職員は、「これまで市長の個人名の前に「豊中市長」を併記していたが、本件についてのみ文書作成過程において記載漏れとなったものであり、意図的に「豊中市長」を併記しないこととしたものではない。」旨陳述している。

また、「市長及び決裁関係者から市長名を付さない、はずせといった指示もなかった。」旨陳述している。

なお、本件通知後の通知においては、本件通知と内容は同じであるものの、「豊中市長」と記載されたものが送付されている。

以上のことから、豊中市長名を併記することを意図していた本件通知文書について、本件通知文書案に「豊中市長」とあらかじめ記載して決裁を受けるなどといったことをせず、結果的に事務処理上の誤りによりその職名表記の記載漏れを生じたことは、不適切な事務処理と言わざるを得ないが、一連の市としての意思決定経過に鑑みると、長内繁樹の個人メッセージとしての通知文書の作成を意図した事実は見当たらず、本件通知文書については、豊中市の代表者である市長として発出する意図であったものと解されることである。

なお、市長名の表記に関して、請求人からは、本件通知文書を受け取った市民には、「長内繁樹」とは誰か、表面において個人の署名により送付、等と受け止めた者が存在した旨の主張がなされているが、この点について、関係職員からは、市長選挙においては公職選挙法に基づき、選挙管理委員会から市民に対し当選人「長内繁樹」の告示がなされているほか、市広報やSNS、メディア報道等を通じて、豊中市長が「長内繁樹」であることは市民に周知されていると認識している旨の主張がなされている。

本件通知文書には、市長の職名が表記されていないことから、請求人が主張するよ

うに受け止めた市民が存在し得ることまでは否定できないが、本件通知文書は市から送付されたものであり、その文書に記載された「長内繁樹」が豊中市長であることについての市民認識にかかる関係職員の主張には合理性があり、文書の内容をも併せ勘案すると市長職名の表記のないことをもって、長内繁樹の個人的なメッセージであると大多数の市民に受け止められた状況にあるとまでは言い得ない。

以上、アからウを踏まえると、本件通知文書については、「豊中市長」の表記はないものの、個人的なメッセージではなく、市の代表者である豊中市長としてのメッセージであったものと解される場所である。

なお、請求人においては、市長のメッセージ自体必要でない旨及び本件通知文書が表面に記載され、当該通知文を優先するものである旨主張しているが、市施策の実施に際して、市民に対して、どのような内容で、どのように周知を図るかについては、基本的に市長の裁量事項と解される場所であり、請求人が主張する事項について、不当な行為であるとは解し得ない。

(2) 本件支出により市に損害が生じているか否かについて

前述のとおり、本件通知文書は、個人的なメッセージではなく、市の施策の実施に当たり必要な市の文書について、市が費用を負担して送付するものであることから、本件支出について市に損害は生じていない。

3. 結論

以上のことから、請求人の主張に理由はなく、請求人が求める措置の必要性は認められない。